

障害児通所支援に関する今後の動向

※令和5年1月31日時点

「障害児通所支援に関する検討会※」で議論されている内容（例）

※「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和6年4月1日施行）の施行及びその他必要な事項について具体的に検討を行うための会議

「障害児通所支援に関する検討会」で議論されている内容（例）

児童発達支援事業・放課後等デイサービスについて

- ・ “総合支援型（仮称）” と “特定プログラム特化型（仮称）”
- ・ 見守りのみ、学習塾のような支援のみ、ピアノや絵画の指導のみ等
“障害特性に応じた発達支援ではないもの”
- ・ 利用状況に応じた支援時間の長短等の評価 等

「障害児通所支援に関する検討会」で議論されている内容（例）

児童発達支援センターについて

求められる機能

- ・ 地域の“ 障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ※ 等” 機能

※支援内容等についての助言・援助等

- ・ 地域の“インクルージョン推進の中核”としての機能
- ・ 地域の“ 障害児の発達支援の入口 ”としての相談機能

（「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定）

神戸市における医療的ケア児等への支援体制

医療的ケア児への支援

医療的ケアとは

喀痰吸引、経管栄養、人工呼吸器による呼吸管理等の医行為



医療的ケア児とは

日常生活を営むうえで、医療的ケアが不可欠である児童

医療的ケア（医行為）を行える人材等が限られているため、
利用できる障害福祉サービス事業所等も限定的となる

備考：令和3年9月18日「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行

参考「医療的ケア児等コーディネーター」

(役割) **医療的ケア児の家族等からの相談を受け、その内容やニーズに対応し
関係機関と連携して地域の社会資源等につなぐ**

- ・ 障害福祉サービスの利用調整
- ・ 学校や保育所等での受け入れにかかる窓口の案内
- ・ 地域の支援ネットワークへの参加 など

(配置事業所) 障害者相談支援センター・障害児相談支援事業所
医療機関、訪問看護事業所、学校 等
21カ所（令和4年7月時点）

〔一覧〕 <https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/ikea/iryoutekikeaji.html>

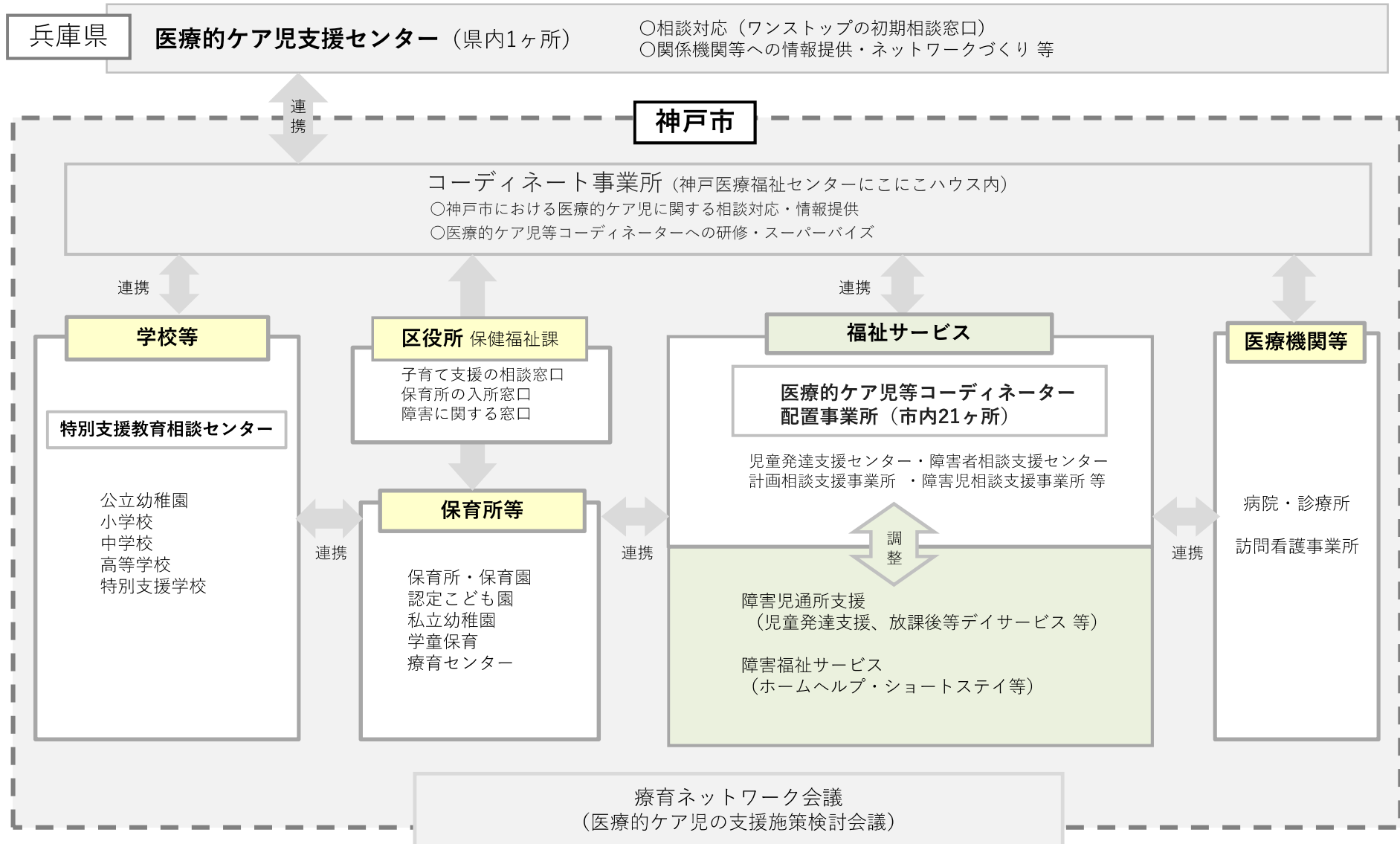
背景 「医療的ケア児支援法」（令和3年9月施行）

- ・ 保育所、学校等における医療的ケア児への支援
- ・ 医療的ケア児および家族の日常生活における支援
- ・ 相談体制の整備、情報共有の促進、広報啓発、支援を行う人材の確保
など

⇒ 国や地方公共団体の責務として位置づけ



神戸市における 医療的ケア児等 支援体制 (イメージ)



医療的ケア児のための相談窓口

障害福祉サービスの利用等に関する相談

▶ 「医療的ケア児等コーディネーター」 配置事業所

(市HP) : <https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/ikea/iryoutekikeaji.html> [一覧]

(参考) その他の相談

- ・ 保育施設に関する相談 ▶ 受入可能施設の所在する区役所 (こども福祉担当)
(市HP) <https://www.city.kobe.lg.jp/z/kodomokatekyoku/iryoutekikea.html>
- ・ 学校 (就学) に関する相談 ▶ 特別支援教育相談センター
(市HP) <https://www.city.kobe.lg.jp/a98017/kosodate/sodan/special/index.html>
- ・ その他 (市外・兵庫県域に関する相談等) ▶ 兵庫県医療的ケア児センター
(兵庫県) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/iryoutekikeajishiennsenta.html>